

労務アシスト通信

連絡先：〒252-0206
 相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F
 電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861
 メール：main@roumu-assist.com
 H P：https://roumu-assist.com/



「働き方改革関連法」実際の認知度はまだ低い？

～日商・東商調査

◆働き方改革関連法の実際の認知度はまだ低い？

本年 4 月から順次施行される働き方改革関連法に向けて、企業でも対応への取組みを始めているところは多いでしょう。一方で、法律の内容や施行時期を知らないという企業もまだ多いようです。

日本・東京商工会議所が公表した「働き方改革関連法への準備状況等に関する調査」（調査対象：全国の中小企業 2,881 社、調査期間：2018 年 10 月 22 日～12 月 3 日）によれば、法律の内容について「知らない」と回答した企業は、「時間外労働の上限規制」が 39.3%、「年次有給休暇の取得義務化」が 24.3%、「同一労働同一賃金」が 47.8%、「中小企業への月 60 時間超の割増賃金率の猶予措置廃止」が 51.7%、「労働時間等に係る管理簿の作成義務」が 53.0%を占めたそうです。

◆50 人以下の企業で「同一労働同一賃金」の内容を知らない企業は約 6 割

その中でも、働き方改革関連法の目玉の 1 つである「同一労働同一賃金」については、「時

間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務化」に比べて認知度は低く、50 人以下の企業では、法律の内容や施行時期について「知らない」と回答した企業は約 6 割を占めたそうです。

◆対応済み企業は半数に満たない

「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務化」、「同一労働同一賃金」について、「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業の割合は、いずれも半数に満たないという結果も出ています。「法律の名称・内容を知っている」と回答した企業に限っても、「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業の割合は 6 割に満たず、特に「同一労働同一賃金」については 36%という結果になっています。

◆企業は早めの対応を

「働き方改革」については、ニュースでも盛んに取り上げられているところですが、関連法について対応できていない企業や、そもそも内容を知らないという企業がまだ多いことがわかります。施行日は近づいていきます。取組みを始めてすぐ対応できるわけではありま

せんので、早めの対応が求められるところです。

「勤務間インターバル制度」普及率 10%目標へ～厚労省報告書

◆「働き方改革実行計画」に基づき検討

厚生労働省は 12 月 21 日、「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」の報告書を公表しました。この検討会は、平成 29 年 5 月から平成 30 年 12 月までに 5 回にわたり開催され、勤務間インターバル制度の導入メリットや課題、普及に向けた取組みなどについて検討されてきたものです。

◆導入の意義と導入に向けた課題・プロセス・事例を紹介

報告書ではポイントとして、①「勤務間インターバル制度」は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要な制度であること、②制度の普及に向けた課題として、制度の認知度が低いことや中小企業等が導入する際の手順が分からないことが挙げられること、③普及促進に向けて、検討会報告書の別添の「勤務間イン

ターバル制度導入に向けたポイント」や導入事例集の周知、助成金による支援を進めていくことが重要であること——を示し、以下のような点についてまとめています。

《導入によるメリット》

- ①健康維持に向けた睡眠時間の確保につながる
 - ②生活時間の確保によりワークライフバランスの実現に資する
 - ③魅力ある職場づくりにより人材確保・定着につながる
 - ④企業の利益率や生産性を高める可能性が考えられる
- 《普及に向けた課題》
- ①制度の認知度が低い
 - ②制度導入の手順がわからない
 - ③就業規則の整備等に係る経費負担
 - ④突発的な業務が発生した際の代替要員の確保
- 《普及に向けた取組み》
- ①導入事例集を活用し、行政機関、地域の関係団体等と連携して制度の周知を行う
 - ②制度導入の手順をまとめた「導入に向けポイント」を参考に、さらなる導入促進を図る
 - ③助成金による導入支援、労務管理の専門家による相談支援を実施する
 - ④関係省庁が連携を図りながら、取引環境の改善に向けた取組みを一層推進する

報告書ではこのほか、制度導入までのプロセスを示すとともに、導入に当たって参考となるよう、20 の導入企業例を掲載しています。

◆2020 年までに導入企業 10%へ

制度の導入の予定も検討もしていない企業が 89.1%にのぼり（平成 30 年就労条件総合調査）、その理由として「当該制度を知らなかったため」が 29.9%となっていることから、政府は、認知度の向上に向けた取組みを推進し、2018 年 1 月 1 日現在で 1.8%にとどまっている導入企業の割合を、2020 年までに 10%以上とする目標を掲げています。

【厚生労働省「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」報告書(PDF)】
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000462016.pdf>

2 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

1 日

- 贈与税の申告受付開始<3 月 15 日まで> [税務署]

12 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取

得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

18 日

- 所得税の確定申告受付開始<3 月 15 日まで> [税務署]
- ※なお、還付申告については 2 月 15 日以前でも受付可能。

28 日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第 4 期> [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。